

陳情第3号
特定疾病療養者見舞金制度の見直しに関する陳情書

(陳情要旨)

見舞金制度見直しで29年度から約40パーセント減額する理由および説明根拠が曖昧であり撤回していただきたい

(陳情項目)

- 1 奇跡しか回復が望めない難病者・家族の精神的・経済的負担・苦悩が約40パーセント軽減した医学的算定根拠を示して下さい
- 2 制度見直しは制度の目的「療養者またはその保護者の闘病若しくは労苦に報いる」に反し福祉行政の後退であり社会的最弱者である難病者に対するイジメ・虐待であると言っても過言ではない
- 3 見舞金によってささやかな誕生会・進学祝・クリスマスやお年玉・食事会等家族間の絆を引き裂き生きる希望・意欲を奪います
- 4 行政のムダ削減や不作為による損失責任は取らず難病者にはこれ以上の公金支出はムダであるのか
- 5 難病対象者増に伴う予算措置・財源確保を講じるのが行政の責務であり平成26年以降一般会計は黒字決算である
- 6 副市長は「見舞金制度は市独自の制度で問題や不平・不満があるとは思わない」難病者や家族にアンケートなど意向調査を実施し確認したのか無責任発言は人権無視である
- 7 難病者は流山市には不必要な人間で早く死ねという事か、本人も死を望んでいます家族は自由になります流山市市民憲章・障害者と健常者との共生社会・長く住み続けられる価値の高い町には難病者は出て行けというのか

以上ご賢察・ご理解の上見舞金制度見直しを撤回し現行制度を維持できるよう陳情します

平成29年2月13日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第5号

「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」 採択に関する陳情書

（陳情事項）

平成30（2018）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

（陳情理由）

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

流山市におかれましては、英語教育強化地域拠点事業など、未来の流山を担う人材の育成に大変ご尽力頂いている事に深く感謝申し上げます。また小中学校へのエアコンの設置等、教育環境条件の整備にご尽力頂きまして重ねて感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成30（2018）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

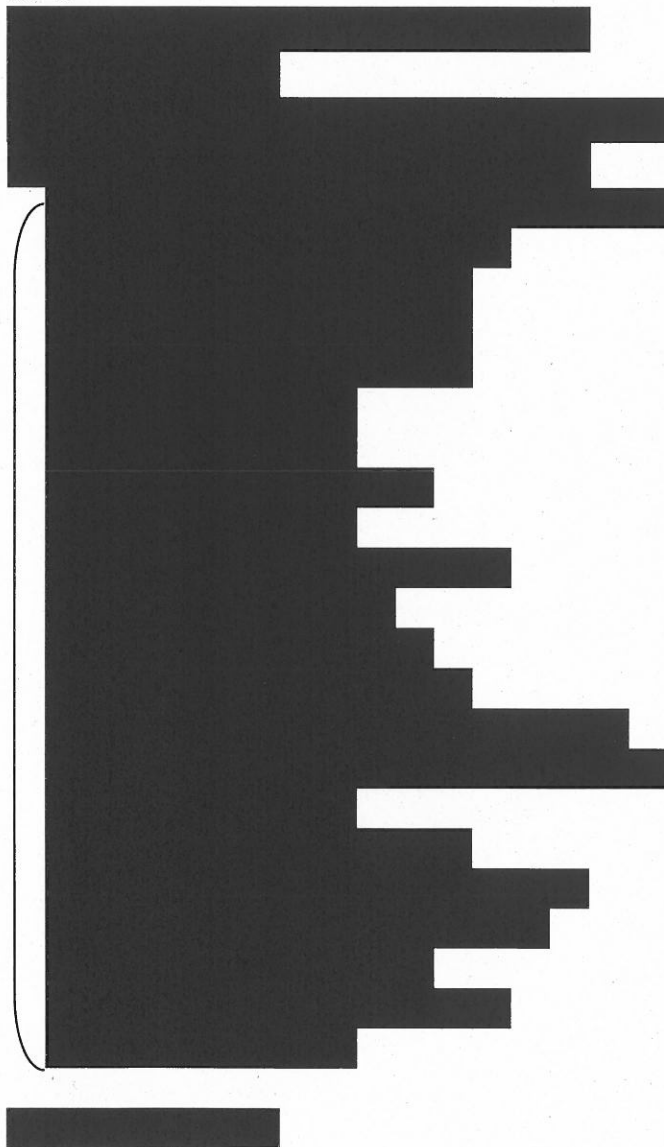
など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成29年5月22日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第6号

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

(陳情事項)

平成30(2018)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

(陳情理由)

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成29年5月22日

陳情者

[Redacted content]

流山市議会議長 秋間 高義 様